

住民税非課税世帯に対する 価格高騰重点支援給付金及び 荒川区生活応援給付金のご案内

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※¹でも受給できる場合があります

- DV等で住所地※²以外に避難中の方も、住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金及び荒川区生活応援給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 現在のお住まいが荒川区の場合、住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV等で避難中であることの証明と収入要件）を満たせば、荒川区から受給することができます。また、給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

※2 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民登録の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象と支給額

以下の要件に該当する世帯に対し、1世帯あたり **8万円**を支給します。

- ・ 世帯全員の令和5年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯

支給額の内訳 価格高騰重点支援給付金・・・7万円
荒川区生活応援給付金・・・1万円

お問い合わせ

荒川区価格高騰給付金コールセンター



0120-984-054

受付時間 平日9:00～17:15

制度に関するお知らせなど

【荒川区ホームページ】

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a026/kyuhu71man.html>



住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに荒川区や東京都、国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

手続き・支給要件・必要書類等

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。
ご不明な点は、価格高騰給付金コールセンターにご相談ください。

Q 住民登録がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。私は給付金を受給できませんか？

A 住民登録がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件等）を満たし、荒川区に住んでいる場合は給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等


Q 配偶者からDVを受け避難しています。配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できます。

Q 給付金申請に必要な確認書（DV避難している証明書）を取得するにはどうしたらいいですか？

A 「婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書」を男女平等推進センター(アクト21等)で発行できます。発行手続きの方法については、各相談機関までお問い合わせください。

(主な相談機関)

男女平等推進センター(アクト21)  **03-3809-2890**

※対象要件や申請書の記入方法については、荒川区価格高騰給付金コールセンターへお問い合わせください。